

子育て支援を歪曲・矮小化する「子ども・子育て支援金」——異次元の少子化対策による社会保障の新自由主義的社会保険化

北 明美

はじめに

2024年6月15日、「子ども・子育て支援法」の「改正」が成立した。後述の「子ども・子育て支援金」制度の創設等に野党がそろって反対するなか、強引に行われた採決の結果であった。この間、主な焦点はこの子ども・子育て支援金が医療保険に上乘せられることで、子育て世帯ではない被保険者からも徴収される、すなわち給付と負担の牽連性という保険原則に矛盾するという点やその負担額の軽重に当たっていた。だが、本稿ではこれらの問題にとどまらず、子育て支援策のこの強引かつ不合理な「社会保険化」が、他分野も含めた国の社会保障関係費総体の新自由主義的圧縮と表裏一体であること、またこうした社会保障の歴史的変質と改悪は大企業の担う先端産業支援・防衛費増優先政策の所産でもあることを明らかにしたい。

1 異次元の少子化対策と公費負担割合の大幅な後退

上記の「法改正」の主目的は、2023年に閣議決定された「こども未来戦略」、とくに2028年までの達成をめざす「加速化プラン」（閣議決定2023年6月3日）を実現するために必要な諸法制の整備にあった。

図1（次頁）の①～⑥が子ども・子育て支援金の充当先となる事業である。

①の「出生後休業支援給付」は、出産後一定期間内に被保険者と配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合に、それぞれの被保険者に対し、28日間を限度に賃金の13%を支給する制度である。

②の「育児時短就業給付」は2歳未満の子を養育する被保険者が時短勤務に移行した場合に、時短勤務中の賃金の10%を支給する。

③の「妊婦支援給付」は伴走型支援とあわせて、5万円と妊娠した子どもの人数に5万円をかけた金額の給付金を支給する。

④の「育児期間中の国民年金保険料免除」措置は、1歳未満の子を育てる第1号被保険者の年金保険料を免除する制度である。

⑤は後述する児童手当制度の「拡充」、⑥は「こども誰でも通園制度」の利用者に対する「乳児等支援給付」（施設の代理受領）である。

これらのうち児童手当以外はすべて新設の制度である。ところが、異次元の少子化対策による子育て関連予算の倍増が喧伝されてきたにもかかわらず、驚くことにその財源には公費がいっさい入らないか、その一部に後退している。

すなわち①～④はすべて18歳以上の成人から2026年度以降徴収される子ども・子育て支援金だけでまかなわれる。

図1 子ども・子育て支援金充当事業

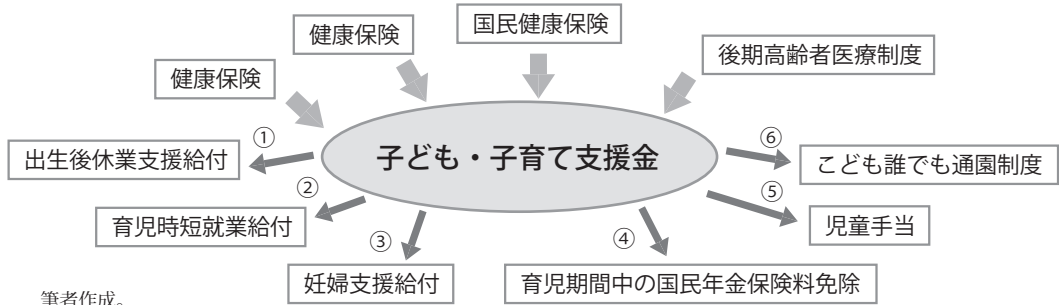
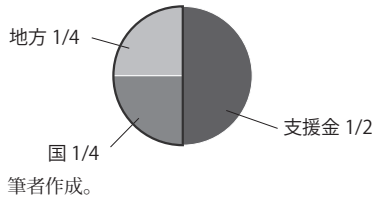


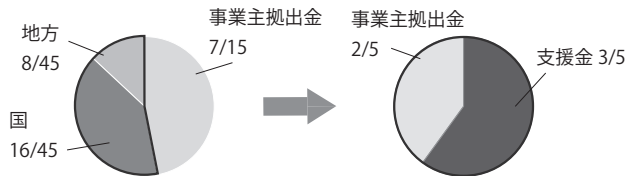
図2 こども誰でも通園制度の利用に
対する乳児等支援給付



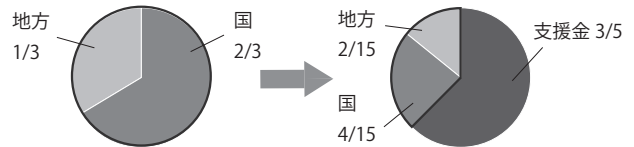
また、そもそも従来の保育サービスは利用料の負担以外はすべて国と地方の税、一部は事業主負担の「子ども・子育て拠出金」でまかなわれてきた。これに対し、⑥の「こども誰でも通園制度」の給付では、公費は図2のように国・地方あわせて1/2に後退しているのである。

さらに⑤の児童手当については、図3のように、子ども・子育て支援法「改正」によって大きな改変が加えられている。図矢印の左側が「改正」前、右側が「改正」後である。児童手当は、公費の税と上記の事業主負担の拠出金から支給されていた（ただしこの拠出金が充当されるのは、3歳未満児を養育する被用者家庭に対する手当に限られる）。ところが、「改正」後はその公費割合は国と地方あわせて2/5と2/3に大きく後退し、代わりに子ども・子育て支援金が財源の3/5と1/3を負担することになっているのである。また、被用者世

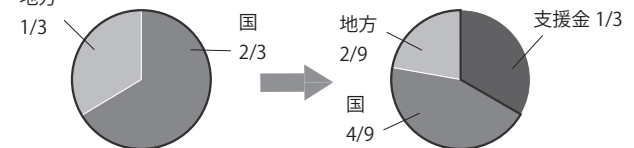
図3 法「改正」後の児童手当の財源構造の変化
3歳未満を養育する被用者世帯への児童手当



3歳未満を養育する非被用者世帯への児童手当



3歳以上養育世帯への児童手当



筆者作成。

注) 法「改正」後も公務員世帯に対する手当は所属庁が全額を負担する。

帯の3歳未満児への手当については実に公費負担はゼロとなっている。

2 子育て支援先進諸国とは真逆の方向に

児童手当については、3歳未満および第3子以降の子どもへの手当額の倍増（月額1万5千円→3万円）と高校生世代への支給延長（月額1万円）が行われることになっている。また所得制限が廃止された。だが、3歳以降中学生以

下の第1子・第2子への手当額は1万円のまま据え置きである。にもかかわらず、2026年度以降はその同じ手当に対し、新たに子ども・子育て支援金の負担を求められるようになるのである。

何十年もの間、日本の子育て支援策（「家族関係社会支出」）はOECD諸国の平均すら下回り、2019年時点においてもGDP比1.74%で後者の2.11%に届いていなかった。こうした状況下で必然的に進行した少子化のトレンドを反転するとして、政府が打ち出した「加速化プラン」は、18歳未満の子ども1人当たりでみた日本の子育て支援予算を、OECD諸国トップレベルのスウェーデン並みにするものと説明されている。

だが、そのスウェーデンでは児童手当は全額国庫負担で支給されるのであり、そのために子ども・子育て支援金のような負担を課せられることはない。これは多くのヨーロッパ諸国にも共通である。またフランスの家族手当は事業主拠出金とCGS（一般社会保障拠出金）と呼ばれる一種の社会保障目的税を主な財源としているが、被用者としての拠出負担はない。自営業者は拠出するが、後述するような強い逆進性をもつ日本の社会保険料負担とは状況が異なる。

要するに「加速化プラン」とそのための子ども・子育て支援金は、日本の子育て支援策をスウェーデンやOECD先進国並みに引き上げるどころか、むしろそれとは真逆の方向に向かわせるものなのである。

また、上記①「出生後休業支援給付」と②「育児時短就業給付」は雇用保険加入を前提とした制度であるため、適用がない不安定就業の非正規労働者やフリーランス、自営業者等の子育て世帯は、自分たちも拠出する支援金によっ

て創設される制度であるにもかかわらず、これらの給付の対象外となる。

こうした非被用者に対する育児休業保障として創設されたのが、出産後1年間の④の国民年金保険料免除措置なのである。だがこの程度では、同じく乳児を育てる家庭でありながらあまりに格差が大きいと言うべきだろう。しかも年間20万円強の国民年金保険料のわずか1年間の免除は、それ以外のすべての期間において徴収され続ける子ども・子育て支援金の負担や後述のインボイス増税と引き換えなのである。

なおドイツでは全額国庫負担に基づいて、被用者・非被用者の区別なく育児休業給付が支給される。ここにも日本の施策の異様さが示されているといえよう。

3 「加速化プラン」の財源捻出手法 —公費の節減と横流し

図4（次頁）は以上の①～⑥の子ども・子育て支援金充当事業に加え、高等教育費の負担軽減や従来の保育諸制度の拡充等も含めた「加速化プラン」全体の財源像である。

図4でまず注意しなければならないのは、医療・介護等の徹底した歳出改革による「公費節減等の効果」で、1.1兆円の財源が捻出されるということの意味である。これは財源の新たな捻出というより、単に公費の伸びの程度の抑制を意味する。

すなわち、社会保障関係費の増加（図4のX%）を、高齢化による増加分に相当する伸びの範囲に収めるという従来からの方針（2015年6月30日閣議決定）をさらに維持・強化し、医療・介護等の給付をこれまで以上に抑制することで、公費の伸びをいっそう小さくす

る（同Y%）。そしてこの伸びの節減分（同X% - Y%）にあたる1.1兆円を「加速化プラン」の財源に回す、いわば「横流し」「流用」という方策なのである。

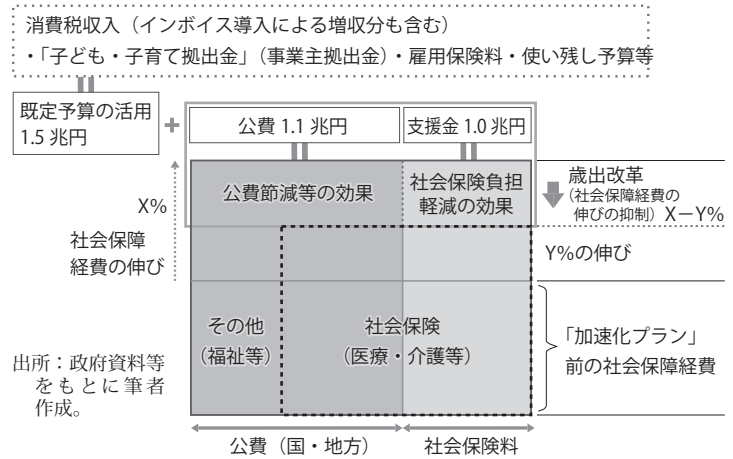
同じく図4の「社会保険負担軽減の効果」は、こうした給付抑制の強化によって医療・介護の保険料の伸びもまた、この抑制がなかった場合と比べ1兆円分抑えられるという意味である。だが、他方で同額の子ども・子育て支援金が徴収され、これが新たに「加速化プラン」の財源に入る。

結局ここでも、医療・介護の保険料等の引き上げ抑制分（同X% - Y%）が直接「加速化プラン」の財源に回される、「横流し」「流用」されるのと同じなのである。給付削減で保険料の伸びは抑えられるが、代わりにそれと同額の子ども・子育て支援金を新たに負担することになるから、保険料引き上げ度合いの抑制が支援金の負担増と相殺される。このことを政府は、子ども・子育て支援金を新たに徴収しても実質的な負担は生じないと称しているのである。

とはいえ、今後本当に医療・介護の保険料の伸びを1兆円分抑制し、それによって子ども・子育て支援金の負担を相殺できるかは、結局は不確定である。そこで、政府は賃金上昇があれば賃金に対する保険料負担率は上がらないという予防線もすでに張っている。だがこれについても、賃金というより国民所得に対する社会保険料負担の割合は上昇させないという別の公約に再び入れ替わっている。

しかし、仮にこのように社会保険負担率が抑

図4 社会保障の歳出改革の効果と「加速化プラン」の財源捻出



制されたとしても、そのための給付抑制がもたらす高齢者医療や介護保険の利用者負担増等が、国民の新たな負担となることは言うまでもない。

図4でもう一つ注意すべきは、「加速化プラン」実現のために新たに創出される財源は、結局子ども・子育て支援金だけだということである。「加速化プラン」に必要な公費は、インボイス増税を含む消費税収入や事業主負担の子ども・子育て拠出金、雇用保険料収入、高等教育就学支援の剰余分、国・地方の社会保障予算の執行残等から成る「既定予算」、すなわち「加速化プラン」の以前からある従前の財源（ただし、フリーランス・零細事業所から新たに徴収されるインボイス増税分もここに含まれる）と、医療・介護等他の社会保障の財源だったはずのものを「横流し」「流用」することで構成される。

子育て支援の予算は増やしても、医療・介護等を含めた国の社会保障関係費は全体としては増やさない。異次元の少子化対策の「加速化プラン」と子ども・子育て支援金の導入は、このような方針の方策なのである。

しかも図4からも示唆されるように、この財源の「流用」元は医療・介護といった社会保険（点線部分）だけでなく社会福祉の分野にも及んでいる。生活保護の医療扶助、障害福祉サービス等報酬、グループホームにおける総量規制等がすでに対象となっているのである（経済財政諮問会議「新経済・財政再生計画改革工程表2023」）。

4 社会保険化推進がもたらす子育て支援策の変質と世帯間対立

再び図1に戻る。子ども・子育て支援金は各医療保険を通じて徴収される。各医療保険料に対する「子ども・子育て支援金率」は、年度ごとに①～⑥への充当に必要な支援金総額が計算されて、子ども家庭庁が決定することになる。子ども家庭審議会からの意見聴取はなされるが、拠出金率は国会で審議決定されるのではなく、行政の専決事項である。

このようにして保険料に上乗せされて徴収される子ども・子育て支援金は、各医療保険から「子ども・子育て支援納付金」として「子ども・子育て支援特別会計（「こども金庫」）に納付され、そこで一括管理される。ここで改めて図1から明らかなのは、①から⑥の制度のあいだに競合関係が生じうるということである。たとえば中学生以下の第1・第2子への児童手当を拡充する、こども誰でも通園制度利用への給付を拡充する、国民年金第1号被保険者の年金保険料免除期間を延長する、妊婦支援給付や育児時短給付、出生後休業支援給付の金額を引き上げるといった今後の拡充策のなかで、どれかを優先すればどれかが抑制されるといった直接的な相互牽制関係が、調達可能な拠出金総額の枠内

で形成されるだろう。

これが「こども金庫」創設により子育て支援関連予算の一覧性が高まるとともに、給付と拠出の関係がより一層明確化すると説明されていることの内実なのである。「こども金庫」は子育て支援関連給付に対する総額規制装置として機能することになる。

同様のメカニズムは個々の制度にも及ぶ。たとえば⑥のこども誰でも通園制度については、保育士配置の不十分さ、子どもの心身の安全の確保についての危惧、保護者と施設の直接契約で公的責任が十分担保されない等、すでに多くの批判がある。だがそれだけでなく、前掲図2のように、これまでの保育諸制度を根本的に変質させる財源構造のもとにおかれている。

子ども・子育て支援金が2分の1を負担し、残りは国1/4地方1/4で公費が負担するというこの財源構造は、介護保険とよく似た仕組みである。その介護保険においては、介護サービス給付の維持・拡充や職員の賃金・労働条件の改善を行おうとすれば、財源の半分を占める介護保険料の引き上げか、さもなければ利用料の引き上げに連動する仕組みが作られている。というより、こうした給付総額のコントロールを通じた国庫負担の抑制こそが、介護保険創設、介護の社会保険化の隠れた政策目的だったといってよい。このことはまた、介護の市場化・営利化をも促進する。こども誰でも通園制度とその利用に対する乳児等支援給付は、こうした「新自由主義的な社会保険化」のメカニズムを保育サービスに拡張したもののなのである。

なお、こども誰でも通園制度においては、市町村による利用調整を経ずに保護者が事業所の空き状況を確認して直接利用申請を行うことになっている。国はそのための一元的なデジタル

システムを構築しつつあるが、それにとどまらず既存の保育所等についても同様の「保活」情報連携システムを取り入れていくことがすでに想定されている（第213回国会参議院内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会会議録2024年5月28日）。これは既存の保育サービスについても公的責任と関与をより後退させ、市町村の介在抜き直接契約方式をもちこもうとする路線の端緒であるが、それと同時に、こども誰でも通園制度・乳児等支援給付にみられる介護保険類似の財源方式を保育サービス全体に押し広げることもすでに想定されているに違いない。

ここでは「加速化プラン」に続く子育て支援策の全面的な社会保障化と新自由主義化がともに展望されている。すなわち子育て支援の拡充には、常に子ども・子育て支援金という名の保険料負担や利用料負担の引き上げが伴うという社会保障化のメカニズムに加え、他の社会保障給付の抑制や子育て支援サービスの市場化、公費拡充は消費税増収の範囲でのみ行うといった新自由主義政策の推進が行われようとしているのである。

加えて、子ども・子育て支援金の導入による児童手当の社会保障化は、新たな分断をももたらす。本来ならば児童手当は所得制限を排した普遍主義的な手当として、所得の高低に関わらずすべての子育て世帯を対象とする水平的再分配の制度であると同時に、累進的性格をもつ税財源に基づくことによって、高所得層から中低所得層へのゆるやかな垂直的再分配の機能も果たす。いわば二重の再分配機能をもつ連帯の仕組みである。

ところが、今回の「改正」のように所得制限の廃止と子ども・子育て支援金の負担が結びつけられれば、その意味は逆転してしまう。富裕

層の子育て世帯のために貧困世帯や子どものいない世帯に新たな負担が課されるという転倒した事態が生じるからである¹。こうして社会保障化による見せかけの普遍主義の裏で、児童手当は逆進性と世帯間対立の場に転化していく。これは児童手当の破壊にほかならない。

5 子ども・子育て支援金の逆進性

図5（次頁）は国が公表した子ども・子育て支援金額の試算である。最右欄のように、被用者保険の加入者1人当たりの医療保険料に対する子ども・子育て支援金額の負担割合は平均4.5%であるが、国民健康保険と後期高齢者資料はともに5.3%と明らかにより高くなっている。しかも、支援金徴収開始前の現在ですら、加入者1人当たりの所得に占める医療保険料の平均負担率は協会けんぽが7.1%、健保組合が5.7%であるのに対し、市町村国保は10%とその負担の重さが際立っている。子ども・子育て支援金はこの逆進性をさらに強化するものなのである（国民健康保険中央会『国保のすがた』2023年）。

政府は国民健康保険と後期高齢者の保険料には7割・5割・2割の応益分軽減措置があり、同じ軽減措置が子ども・子育て支援金にも適用されると強調している²。だが、そもそもこうした軽減措置があっても国民健康保険では1割以上の世帯が保険料を滞納して、短期保険証や資格証明書を発行され受診を困難にされているのが実態である。応益負担と応能負担から成る保険料のうち、前者のみに適用される現行の軽減措置程度では、日本の保険料負担の逆進性は解消されないことは明らかであろう。しかも措置の対象は加入者の半分程度にすぎず、市町村

図5 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者1人当たり平均月額）

	加入者一人当たり支援金額			(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め) (参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり) 600円 ※	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

注：被用者保険の金額は事業主負担分を除いた本人拠出分。
出所：こども家庭庁 HP 等。

国保の医療保険料算定額に占める低所得者軽減額等の割合は1世帯当たり13%程度にすぎないのである（『国民健康保険事業年報』2022年）。

もっとも、図5が示す加入者1人当りの子ども・子育て支援金額は、2028年度段階では国保と後期高齢者がそれぞれ月400円と350円で被用者より一見低く見える。だが、この間高齢者の高齢者医療・介護の保険料と自己負担がともに引き上げられる一方、年金額は実質的に目減りしていること、上述の図4の「既定予算の活用」に含まれるインボイス増税で、フリーランスや零細自営業者による手取り減が生じることを考えあわせなければならない。

そのうえ国民健康保険について1世帯当たりの支援金額が月600円（図5・※）とされていることには疑問がある。この計算の根拠は示されていないが、国民健康保険の全加入者数を世

帯数で割ると、ちょうど1.5倍なので、1世帯当たりの加入者を1.5人と計算し、そこに加入者1人当たりの月400円をかけた数値にすぎない可能性がある。とすれば、2人以上の世帯であれば、必ずこれより高くなるはずであろう。

図6も政府の試算で、子1人、夫のみ賃金収入がある3人世帯を想定したものである。後述のように子どもの応益負担の一部（均等割部分）をゼロとする措置がとられる結果、この世帯は子のいない3人世帯より保険料がその分低くなる。これもまた、世帯タイプの違いによる負担額の違いを不可視化する例示といえよう。

また、75歳以上の後期高齢者については図5、6のどちらも世帯当たりの金額が出ていない。だが、たとえば図5によって、ともに後期高齢者の夫婦2人世帯を単純計算すれば、世帯では2倍の月700円となり、協会けんぽの片稼ぎの被保険者世帯並みの負担となってしまう。

国民健康保険と後期高齢者の医療保険料負担が重くなりがちなのは、保険料の応益負担部分に含まれ、世帯のなかの加入者全員に同一額が課せられる均等割の存在が大きな一因となっている。その結果、人員数が他より多い世帯では保険料負担もその分重くなるからである。

これに対し被用者保険では扶養家族の保険料は所属する健康保険や共済組合の被保険者全員に上乘せされるため、個々の被保険者世帯の扶養家族数が増えてもその分その世帯の保険料が増えるという事態にはならない。

もっともその結果、被用者保険の子ども・子育て支援金は、片稼ぎ世帯なら、図5のように2028年度段階で平均月800円の負担額だが、ともに被用者で被保険者が2人いる共稼ぎ世帯は倍の1,600円と倍額になる。

要するに、日本の現行の医療保険に含まれる制度間格差や矛盾、逆進性を解消しないまま医療保険の徴収の仕組みを使うことによって、子ども子育て支援金にも同じ問題が拡張されてしまうのである。

なお、国民健康保険における子ども・子育て支援金負担額の計算においては、18歳未満の加入者に対する軽減措置がとられる³。だが、その軽減分の大部分は、同じ国民健康保険に加入する成人の子ども・子育て支援金に上乘せされるという負担の徹底ぶりである。

もう一つの問題は、国保や後期高齢者医療の医療分の保険料とこの支援金は一括して徴収されるから、前者を払えない世帯が後者だけを払うということはできないということである。その結果、滞納者増等により、各医療保険者が割

図6 国民健康保険・後期高齢者医療加入者の子ども・子育て支援金（国の試算）

年収	国民健康保険	後期高齢者医療制度
1,000万円	—	—
800万円	1,100円	—
600万円	800円	—
400万円	550円	—
300万円	400万円(応益分2割軽減)	750円
250万円	—	550円
200万円	250円(同2割軽減)	350円(均等割2割軽減)
180万円	—	200円(同5割軽減)
160万円	200円(同5割軽減)	100円(同7割軽減)
80万円	50円(同7割軽減)	50円(同7割軽減)

出所：柳瀬bより抜粋。

り当てられた子ども・子育て支援納付金総額をこども金庫に納められないときは国がその保険者に延滞金を課すことがすでに法定されている（「子ども・子育て支援法」第71条9-10他）。そうなれば、自治体が滞納する子育て世帯に対する給付差し止めといったペナルティを課す事態もありえよう。そこまでいかない場合でも、負担の義務を果たさずに給付を受ける家庭としてその世帯を非難する世論が醸成されかねない。子ども・子育て支援金による社会保険原理の導入は、貧困子育て世帯を給付から遠ざけ社会的に排除する装置となる恐れがあるといえよう。

そもそも上述のように、どの国でも子育て支援策は税財源中心で行われている。日本の児童手当や保育サービスも同様であったが、異次元の少子化対策・「加速化プラン」の導入を契機に、いまや世界の常識に逆行し、児童福祉の理念に反する「新自由主義的社会保険化」に突き進もうとしているのである。

6 財界はなぜ子ども・子育て支援金の創設に応じたのか

神野直彦は「日本では社会保険が多用される。市場原理意識の強い日本では給付を受けるのであれば、何らかの負担をしるという対価意識が強いからである」と述べている（神野2023）。ここで指摘しなければならないのは、スウェーデンやイギリスはもちろんのこと、ドイツ、フランスでも事業主の保険料負担は被保険者本人負担より高いのが通常であるが、日本では被保険者本人負担が2003年以降事業主負担を上回るようになったこと、2021年度では対GDP比で本人負担7.2%、事業主負担6.9%となっていることである（2021年度「社会保障費用統計」）。

この状況のなかで創設される子ども・子育て支援金は被用者に関しては労使折半で事業主からも徴収される。そのため当初経営側からの反対が伝えられたこともあったが、財界は比較的早い時期にその創設を支持する側に回っていた。「加速化プラン」の「財源論議を奇貨として」、社会保障の歳出「改革が一層前進することを期待」（第5回「こども未来戦略会議」2023年6月1日）するというのが経営側の立ち位置となったからである。また、そもそも利潤には課されないというのも企業からみた社会保険料のメリットである。

しかも、子ども・子育て支援金の事業主負担と引き換えるかのように、上述の事業主負担の「子ども・子育て拠出金率」の上限を0.45%から0.4%（ベースは厚生年金保険料）に引き下げる法「改正」も行われている。加えて、実際の拠出金率はこの上限の範囲内で決定され、現

在0.36%であるが、「加速化プラン」の期間中はこの率のまま据え置くことも政府・経済団体間で合意されている。

この拠出金は児童手当や地域子ども・子育て支援事業の財源の一部と企業主導型保育に充当される他、最近では3歳未満の保育所の運営費の財源の一部にも入っている。今度の「改正」ではこの運営費に投入される拠出金の上限を運営費の5分の1から50分の11へとわずかに引き上げること、保育職員等の処遇改善等の費用の一部にも充当することが決まっているが、子ども・子育て拠出金には巨額の積立金残高もあるため、それを利用すれば現行の率に据え置いたままでも支障はないという。

こうして「加速化プラン」と抱き合わせて財界が強く要求してきた社会保障の歳出改革を進める一方、企業負担の抑制のための細心の注意が払われている以上、子ども・子育て支援金の創設に対し最終的には「日本商工会議所会頭、経団連会長、経済同友会代表幹事など、労使折半の使用者側の支援額を担う経済界の人たちは、誰も反対していなかった」（権丈2024）というのはむしろ当然であろう。

むすびにかえて

政府は「高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持ちます」等と述べている（こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度の創設」）。だが、これに対し、高端正幸はまさに「これは逆に子ども・子育て支援の財源を

社会保険ではなく税に求めるべき根拠である」、
「直接的な受益の程度や有無にかかわらず、『高齢者を含むすべての国民、企業』が子ども・子育て世帯を支える『分かち合い・連帯』は、『負担したか否か、およびいくら負担したかということと、公共サービスからどれだけ受益できるかということが切り離されて無関係である租税』を「財源としてこそ可能」であると反論する（高端 2024）。

正論である。また、社会保障財源に占める租税負担の割合は比較可能な 2020 年度でみると対 GDP 比 12.5% であるが、これは上述の 5 カ国中最も低いこともここに付け加えておきたい。

にもかかわらず子育て支援の社会保険化を推進しようとしているのは、本稿が述べてきたように、子育て支援策の財源は消費税収入と子ども・子育て支援金を含む社会保険料、他の社会保障給付の抑制によってのみ調達するという方針を貫くためであり、裏を返せば他の一般財源の税は社会保障以外の施策に「譲る」という政策意図があるからである（権丈 2023）。

「譲る」対象としてとくに政府の念頭にあるのはどこなのか。「財務省も、まずは防衛費財源として確保する 1 兆円強の法人税・所得税・たばこ税の増税を確実に実施したい考えだ」、そのためにも、「加速化プラン」は「まずは社会保障費全体の歳出改革と、社会保険料への上乗せで財源を確保せざるを得ない」と述べたという（『朝日新聞』2023 年 4 月 6 日）。社会保障の歳出改革・給付削減を迫り続ける財政制度等審議会も「有事が生じた場合」に備え、「平時において、…財政の健全化を進め、財政余力を確保していくことが重要」であり、それとともに「防衛産業の体質強化を図り、我が国

の防衛産業の国際競争力を確保していくことが不可欠である」等として、5 年間で 43 兆円の予算投入を容認している（同審議会「令和 7 年度予算の編成等に関する建議」2024 年 11 月 29 日）。また「必要な投資を政府の支援によって後押しすることで、我が国半導体産業を国際的なサプライチェーンの中に位置づける」として、7 年間で 10 兆円を超える AI・半導体の委託費や補助金を容認している。だが、これほどの財源を投じられる「財政余力」があるのなら、1 兆円の子ども・子育て支援金の徴収や他の社会保障給付の抑制は本来不要なはずであろう。

経済財政諮問会議「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」は「医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討」することの「着実な推進」をうたっている。

社会保険料や利用料における本人負担の強化は求めても、税の累進性を高めるための資産・所得課税には触れないことが特徴的である。また、マイナンバー制度については、育児休業給付や保育サービス利用と児童手当の「過剰」「重複」の「調整」といった給付面での縮小にも「活用」されることが想定されている。

異次元の少子化対策と「加速化プラン」のもとで進行するのは、子育て支援策の新自由主義的社会保障化と防衛費・防衛関連産業肩入れとの癒着である。2026 年度からの子ども・子育て支援金徴収を阻止することはその癒着を断ち切る重要な一歩となる。それをなしうるか、私たちはこのことを問われる歴史的岐路にいま立っている。

（きた あけみ・福井県立大学名誉教授）

【参考文献】

- ・榎本尚行「子ども誰でも通園制度の創設と保育をめぐる議論－子ども・子育て支援法等改正案の国会論議（１）－」『立法と調査』469号、2024年9月。
- ・北明美「『子ども保険構想』小史とその批判的検討」『生活経済政策』No.311、2022年12月。
- ・北明美「子育て支援策の歪曲とそのゆくえ－『社会保険化』構想批判」『女性労働研究』No.68、2024年3月。
- ・権丈善一「社会保険が子ども・子育てを支えるのは無理筋か－『提唱者』慶応大教授が寄稿（上）」『東洋経済オンライン』2023年7月28日。
- ・権丈善一「子育て支援めぐり『連合と野党だけ』猛反発のなぜ」『東洋経済オンライン』2024年3月11日。
- ・神野直彦「『全世代型社会保障』構築へのアジェンダ」『D I O』No.384、2023年3月。
- ・高端正幸「少子化対策の財源問題とその意味」『都市問題』2024年6月号。
- ・柳瀬翔央 a 「次元の異なる少子化対策の実現に向けた子ども未来戦略－子ども家庭庁の主な施策・予算及び財源確保策－」『立法と調査』463号、2024年2月。
- ・柳瀬翔央 b 「子ども・子育て支援金制度の創設をめぐる議論－子ども・子育て支援法等改正案の国会論議（２）」『立法と調査』469号、2024年9月。

-
- 1 高校生世代については扶養控除が残される予定であり、このことは中学生以下についても年少扶養控除の復活を求める機運にもつながっている。こうした控除を肯定的にとらえる立場もあろうが、所得控除である限り高所得層ほど受益が大きく低所得層はより受益が低いかゼロとなる。すなわち子ども・子育て支援金導入後の児童手当における逆進性をさらに強化してしまうことを看過すべきではない。
 - 2 図5・図6の政府試算ではこの軽減措置はすでに織り込み済みである。だが、本文が述べるように、それでもなお逆進性は払しょくされず、むしろ強化されている。
 - 3 国民健康保険料における子ども・子育て支援金の上乗せは、均等割を含む応益部分にも応能部分にも適用される。その際18歳未満加入者に関しては均等割をゼロと計算するという措置である。